

輸入差止件数が前年比約2倍に増加

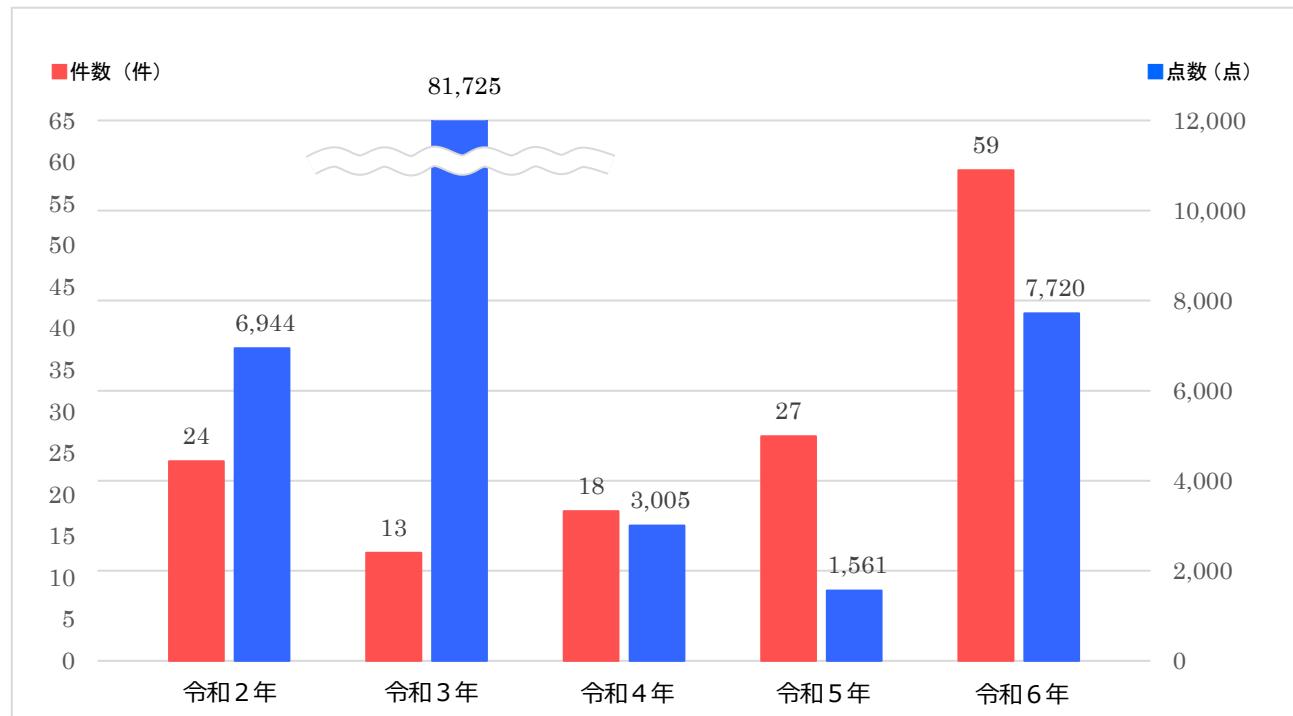
〔令和6年の神戸税関における知的財産侵害物品の差止件数は、国際郵便物の取り扱いがなくなつて以降、最多となりました〕

神戸税関は、令和6年の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（令和2年～令和6年）

令和6年に神戸税関で行った知的財産侵害物品の輸入差止件数は59件（前年は27件）で、前年比約2倍に増加しました。また、輸入差止点数は7,720点（前年は1,561点）となりました。

輸入差止件数は、神戸外郵出張所が廃止（平成23年7月）され国際郵便物の取り扱いがなくなつて以降、最多となりました。輸入差止件数が増加した大きな要因は、越境電子取引の拡大により、個人が容易に海外から模倣品を購入できるようになったことと考えています。



(注1) 「輸入差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数です。

「輸入差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

(注2) 神戸外郵出張所があった平成22年には894件(30,402点)の差止実績がありました。

2. 令和6年における差止めの状況（詳細は、「5. 資料」参照）

（1）仕出国（地域）別：中国仕出しの貨物からの発見が55件（約93%）

近年の全国の差止め傾向と同様、中国仕出しの貨物からの発見が55件（前年は22件）で最多となっており、全体の約9割を占めました。

（2）権利別：商標権を侵害するものが40件（約66%）

前年同様、商標権を侵害するものが40件（前年は17件）と大きな割合を占めています。その他、意匠権を侵害するものが10件（前年は7件）、著作権を侵害するものが8件（前年は2件）、特許権を侵害するものが3件（前年は3件）でした。

（3）品目別：「コンピュータ製品」及び「自動車付属品」が各11件（各約18%）と最多

主な品目別の件数では、「コンピュータ製品」及び「自動車付属品」が各11件、「電気製品」が7件でした。主な品目別の点数では、「コンピュータ製品」が3,352点、「電気製品」が2,170点、「自動車付属品」が480点でした。

3. 神戸税関からのメッセージ

知的財産侵害物品は、品質や安全性が保証されておりません。そのような物品が生活の中に拡散してしまうと、消費者の健康や安全が脅かされる危険性があります。また知的財産侵害物品は真正品と比較して安く販売されることがあります。それでは公正な経済活動を阻害してしまうことに繋がります。インターネットでの買い物も販売価格があまりにも安い商品には注意が必要です。

インターネット通販は手軽に注文することができ、すぐに商品が手元に届くという利点がある反面、どのような品質の商品なのかは届くまでわかりません。そこに知的財産侵害疑義物品が紛れている可能性もあります。たとえ個人で使用する場合であっても、海外の事業者から送付される模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、輸入できません。

知的財産侵害物品を買わないよう気を付けるためには、まずは知的財産権に関心を持って頂くことが大事です。税関ウェブサイトには「知的財産侵害物品の取締り」と題して、知的財産の概要やどのような行為が侵害となるのか掲載しております。また、神戸税関では本関庁舎1階の広報展示室に真正品と侵害物品を手に取って比べて見るコーナーを設置しており、随時、展示品のリニューアルも行っております。ぜひ神戸税関広報展示室に足を運んで頂き、いわゆる「ニセモノ」が身边にあることを実感してください。

税関では、国民生活の安全安心、及び経済の発展のため、今後も知的財産侵害物品を厳しく取り締まってまいります。

知的財産侵害物品の取締り：<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/ippan.htm>

神戸税関ホームページ：<https://www.customs.go.jp/kobe/>

広報展示室のご案内：https://www.customs.go.jp/kobe/00kohoshitsu_top.htm/00koho.htm

過去の差止実績公表：https://www.customs.go.jp/kobe/00kohoshitsu_top.htm/hodo_hapyo.htm

4. 税関における知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第69条の2及び第69条の11の規定により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。違反した場合には関税法等で処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

○ 各権利等で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権： 特許法に基づき特許登録された「発明」

実用新案権： 実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等のある「形あるアイデア」

意匠権： 意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権： 商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマーク」や「ブランド名」

著作権： 創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」

著作隣接権： レコード会社により制作された「音楽CD（日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り）」

回路配置利用権： 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」

育成者権： 種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法： 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
他人の商品の形態を模倣するもの 等

【お問い合わせ先】
神戸税関総務部 税關広報広聴室 078-333-3028



5. 資料

(1) 仕出国（地域）別

国名	件数	点数
中国	55	7,612
カナダ	2	16
香港	1	90
台湾	1	2
合計	59	7,720

(2) 権利別

権利	件数	点数
商標権	40	5,155
意匠権	10	1,879
著作権	8	456
特許権	3	230
合計	61	7,720

(3) 品目別

品名	件数	点数
コンピュータ製品	11	3,352
自動車付属品	11	480
電気製品	7	2,170
衣類	5	233
バッグ類	3	165
衣類付属品	3	36
身辺細貨類	3	18
アウトドア用品	2	180
布製品	1	2
携帯電話付属品	1	1
運動用具	1	50
家具類	1	2
玩具類	1	10
その他	11	1,021
合計	61	7,720

(注) 1事案で複数の知的財産権侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産権に計上しています。

6. 差止品目例

スライドファスナー（商標権）	バッグ（商標権）
	
イヤホン（意匠権）	折り畳み椅子（特許権）
	

税関知的財産啓発ポスター
「模倣品の水際取締り強化！」

模倣品の 水際取締り強化！

令和4年(2022年)10月1日施行

個人使用ならいいんでしょう？

せっかくバイトでお小遣いを貯めて買ったのに…

本物だと思って買ったのに…

息子に勧められて、買っただけなんだけど…

個人で使用する場合であっても、
海外の事業者から送付される模倣品
(商標権又は意匠権を侵害するものは、
輸入できません!!)

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs

JAPAN CUSTOMS

No! コピー商品

買う人は、失う人。

QRコード